

診療報酬明細書等の編綴方法について

後期高齢者医療に係る明細書等について、請求書の区分ごとに公費併用明細書、福祉併用明細書、単独明細書の順にして、群馬県請求分と他県請求分を下図のようにまとめて編綴してください。

